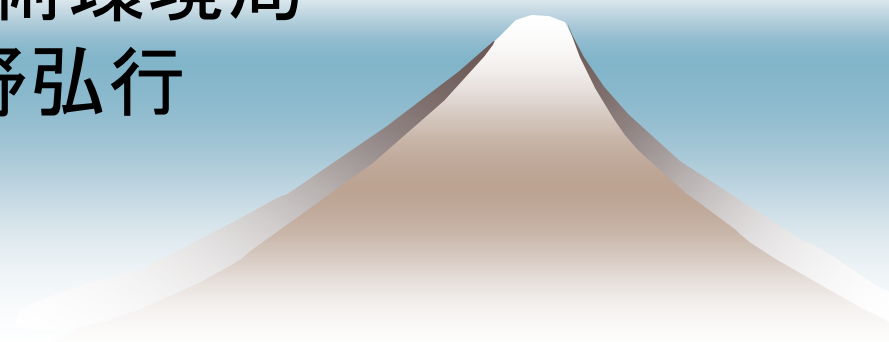


今後の地球環境問題への 対応について

2005年1月
産業技術環境局
深野弘行



I . 京都議定書を巡る現状と世界の排出量

京都議定書の概要

- 対象ガス(6種類):
二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、
代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)
- 基準年: 1990年(フロンは1995年)
- 約束期間: 2008年~2012年の5年間
- 排出削減目標
先進国: 全体の目標はマイナス5%
(日本: ▲6%、米国: ▲7%、EU: ▲8%、ロシア±0%)
途上国: 削減目標の設定なし
- 発効要件
 - ・条約の締約国の55か国以上が批准
 - ・排出義務を負う国(先進国)のうち、1990年のCO₂排出量の55%を占める国が批准

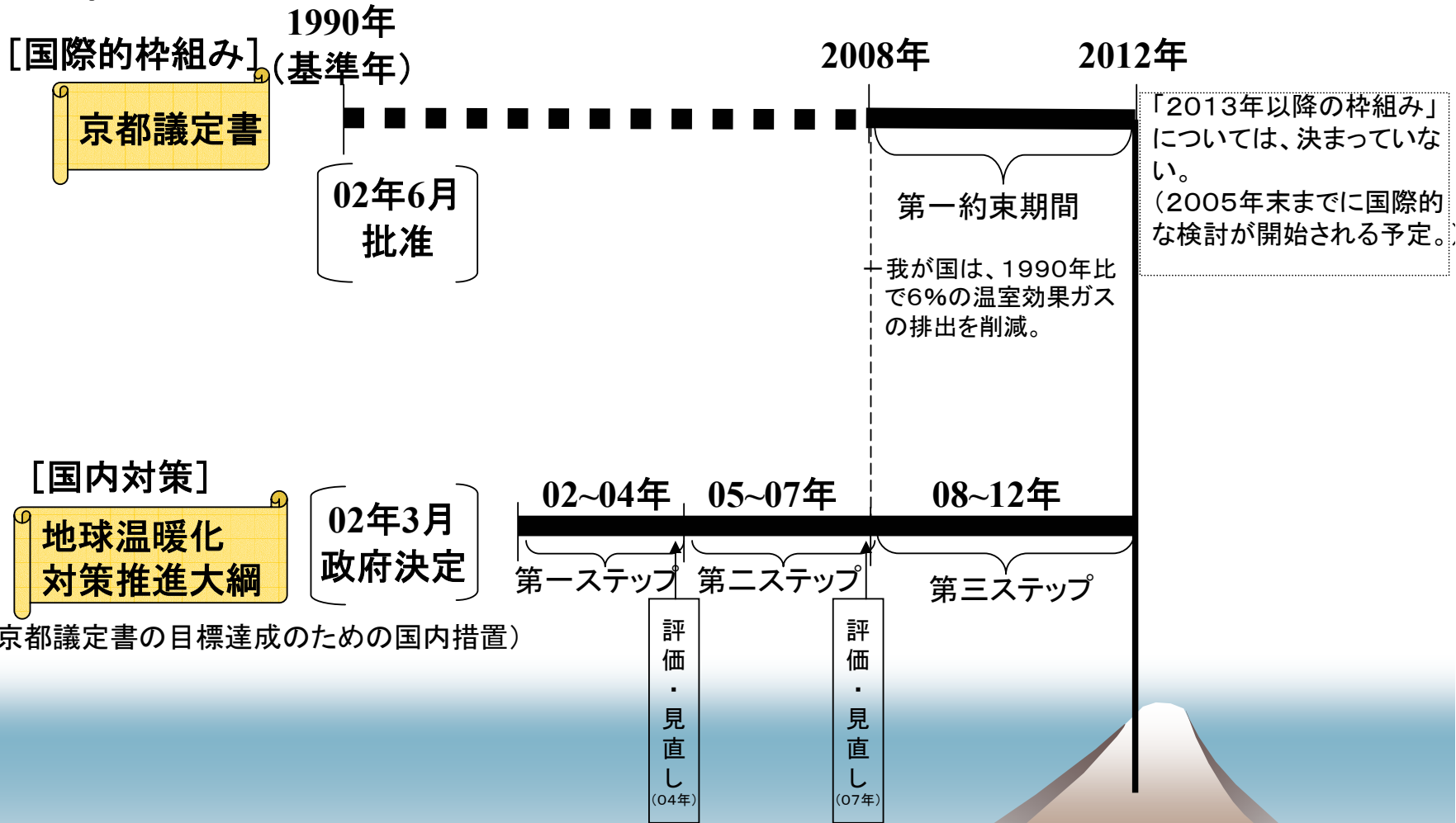
<参考:ロシアの批准>

○プーチン大統領は、昨年11月4日に京都議定書批准法案に署名。11月18日に国連事務寄託。
○国連へ批准書を寄託してから90日後に京都議定書は発効するため、本年2月16日に京都議定書は発効。

京都議定書を巡る主要日程

- ◆ 2月16日 京都議定書発効
- ◆ 3月15～6 環境エネルギー大臣RT
- ◆ 5月頃 COP10で決定された「セミナー」
- ◆ 7月頃 G8サミット(地球環境とアフリカ)
- ◆ 11月 COP/MOP(将来枠組みに関する交渉等)

国内対策の流れ



※ 節目節目(第二ステップ、第三ステップの前の2004年、2007年)に、対策の進捗状況について評価・見直しを行い、段階的に必要な対策を講じていく。

第二ステップ(2005～7年)に向けた 温暖化大綱の見直し

2004年

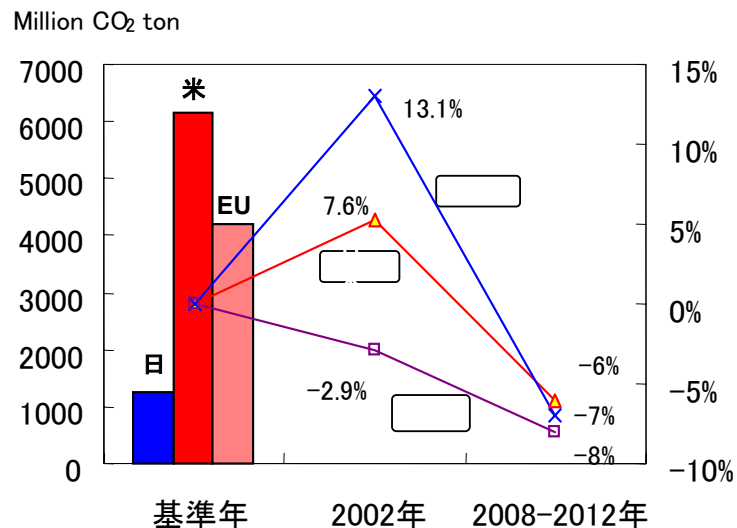
- ◆ 地球温暖化対策推進本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、経済財政政策担当大臣、科学技術政策担当大臣):地球温暖化対策大綱見直し開始
- ◆ 経済産業省(産業構造審議会、総合資源エネルギー調査会)において、エネルギー需給見通し策定作業等を実施。(7～8月に中間とりまとめ案)
- ◆ 環境省(中央環境審議会 地球環境部会等)において見直し作業を実施。(8月中間とりまとめ)
- ◆ 経済産業省(産構審、総合エネ調)「増税なき温暖化対策」(11月)

2005年

温暖化対策大綱(目標達成計画)案(3月頃)

先進国における温室効果ガスの排出状況

国	京都議定書で定められた目標	基準年からの排出増減 (2002年)
日本	-6%	7.6%
EU	-8%	-2.9%
米国	-7%	13.1%
カナダ	-6%	18.6%
豪州	8%	18.1%
ロシア	0%	-33.8%

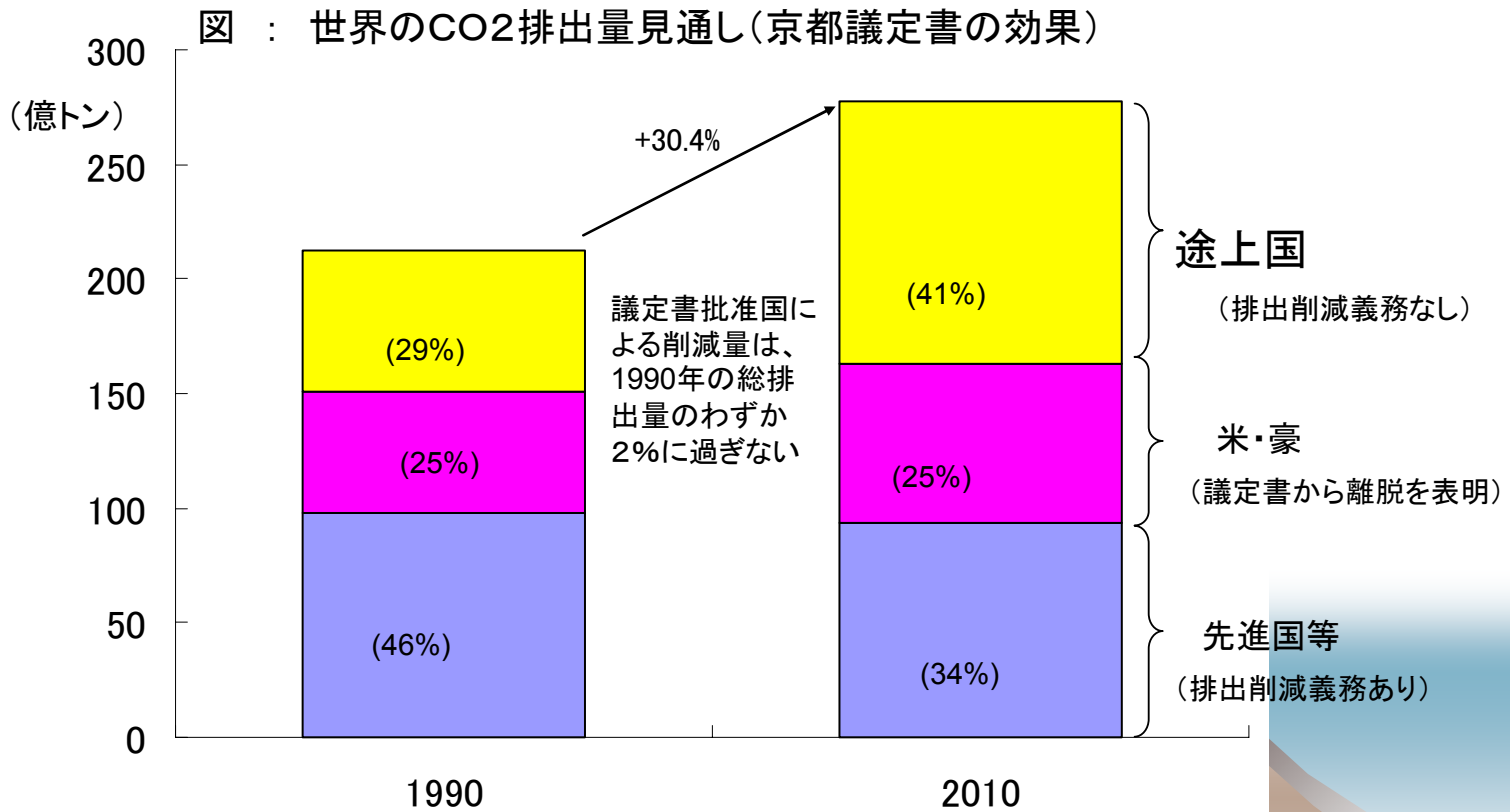


(出典)IEA/OECD、CO₂ Emissions from Fuel Combustion
各国のUNFCCCへの通報データ

(注) カナダのデータは2001年
豪州・ロシアは2000年のもの。

京都議定書の削減対象となる排出量

- 京都議定書の下で排出義務がある国とない国の比率は、1990年時点でほぼ1:1 (=46:54)。これが2010年になると1:2 (=34:66)となる。
- 2010年の世界の排出量は、90年比で約30%増加する。



(出典) International Energy Outlook (米国エネルギー白書) 7

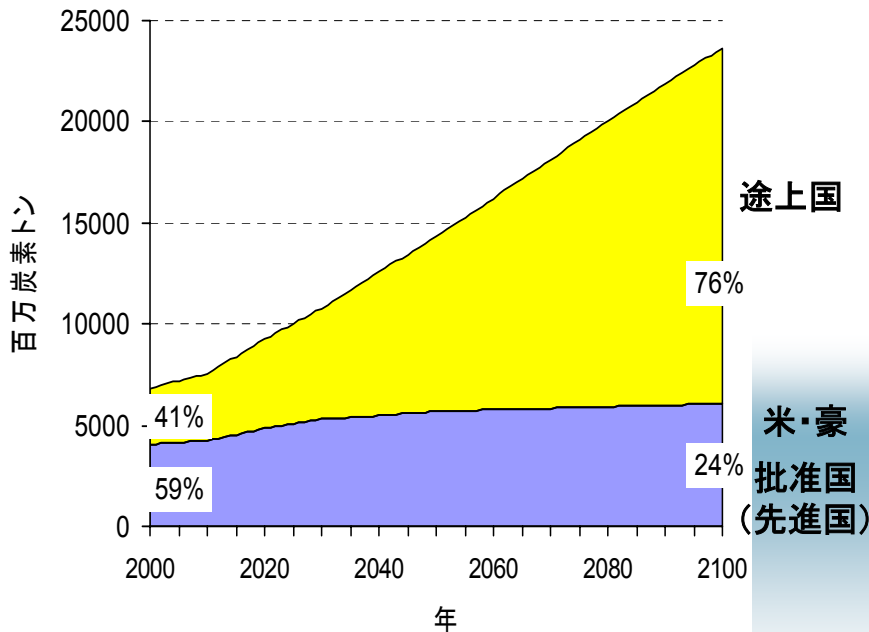
長期的なCO2排出見通し

○長期的に見ると、途上国の排出量は大幅に拡大。

2100年には途上国のCO2排出量は先進国の3倍になる。

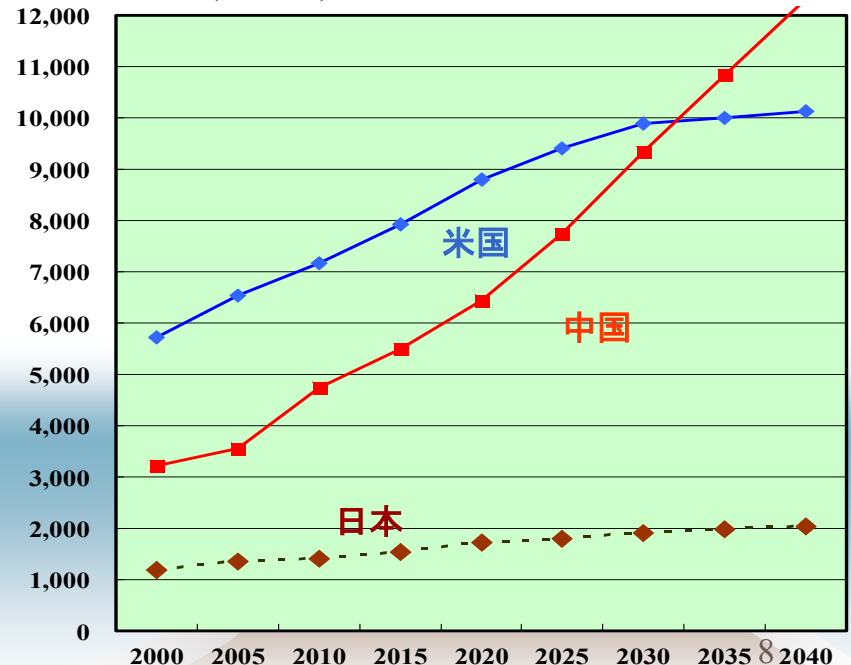
中国は2030年頃には米国を抜き、世界一のCO2排出国になる。

図1： 二酸化炭素排出量の長期見通し



(出典) RITE DNE21モデル

図2： 主要途上国からの排出量の増大 (Mt-CO2)

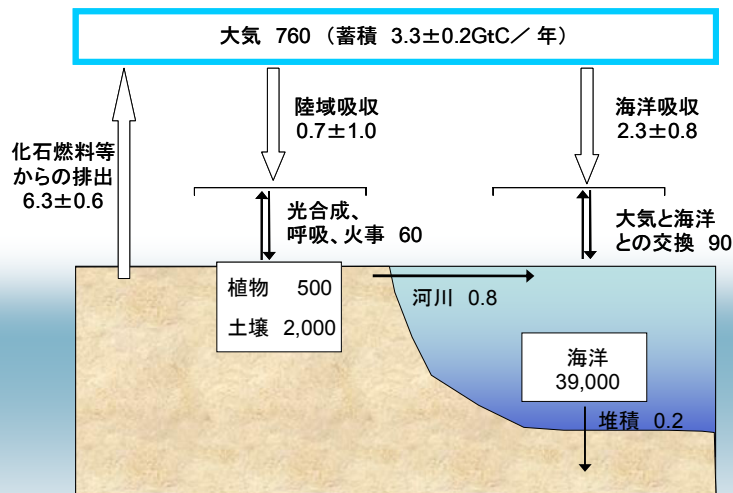


(出典) RITEモデルによる試算

気候変動問題の中長期的展望

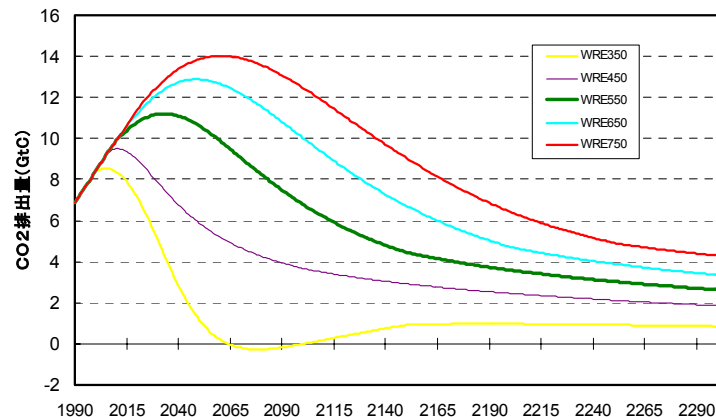
- 気候変動問題に対応するための究極的な目標は、「気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」(気候変動枠組条約第2条)ことである。
- 大気中の濃度の安定化のためには、陸域及び海洋による炭素吸収量と炭素排出量をバランスさせることが必要。このためには、現在のレベルの半分以下にまで排出量を大幅に削減することが必要。
- IPCCにおける550ppmへの安定化シナリオでは、最終的には現在の排出量レベルの半分以下まで、今後のピークと比較すると4分の1程度にまで削減することが必要。
- 人類は、大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて、壮大な挑戦を行おうとしている。

図：炭素循環



注1) 枠内の数字はGtC、矢印の数字はGtC/年を表す
 注2) \pm の幅は90%信頼区間を表している。

図：大気中二酸化炭素濃度安定化のための排出シナリオ



(出典)IPCC第3次評価報告書

Ⅱ．政策の基本的方向

政策の視点

- ◆ 地球的視点と国内対策
 - 京都メカニズムの活用促進
- ◆ 環境と成長をどう考えるか
 - 経済と環境の両立
- ◆ 追加対策のアプローチ
 - 自主的手法、規制的手法、経済的手法
- ◆ 将来枠組みはどうあるべきか
 - トップダウン&/ORボトムアップ

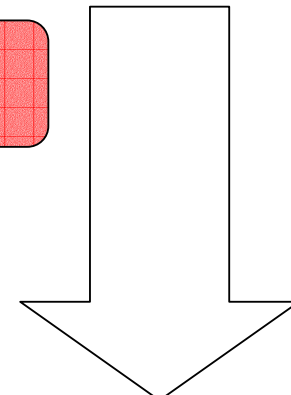
地球的視点に基づく長期的取組の必要性

～主要排出国を含めた国際的枠組みの必要性～

- ・京都議定書は地球温暖化問題解決に向けた重要な第一歩。
- ・先進各国は排出削減のため最大限努力。

京都議定書を教訓として更に発展させることが必要。

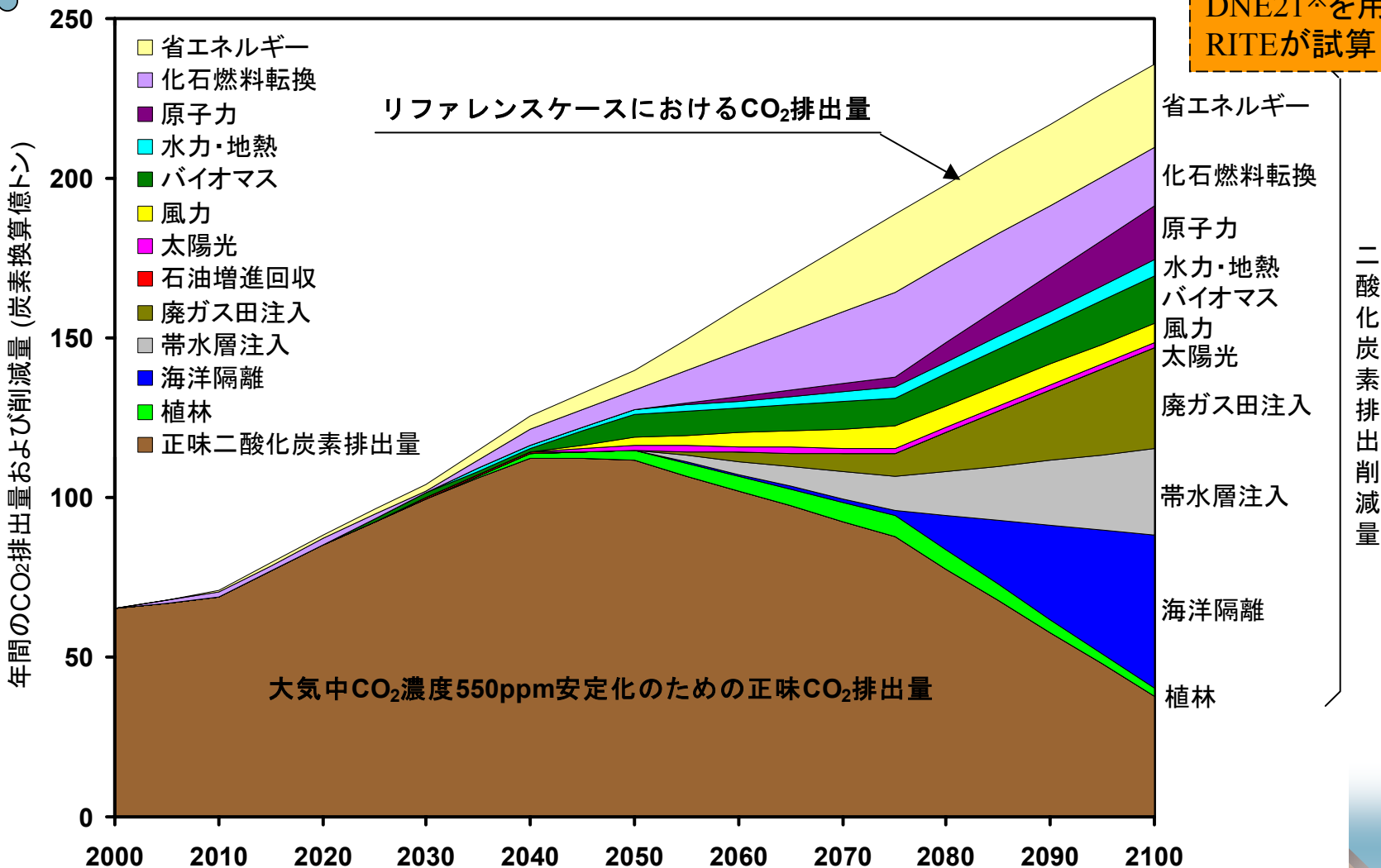
- ・京都議定書上の排出削減義務がかかる国のCO2排出量は世界全体の約3割。
- ・世界のCO2排出量の1/4を占めるアメリカは2001年に京都議定書を離脱。
- ・途上国は、京都議定書において温室効果ガス排出量の削減義務を負っていない。



京都議定書は2012年までの先進国の取組を規定。
2013年以降の将来の枠組みについては、米国や途上国も対象とした実効性のあるものとするべきであり、そのためには、柔軟で創造的・革新的な発想が必要。

地球規模でのCO2濃度安定化のための技術

DNE21※を用いて
RITEが試算



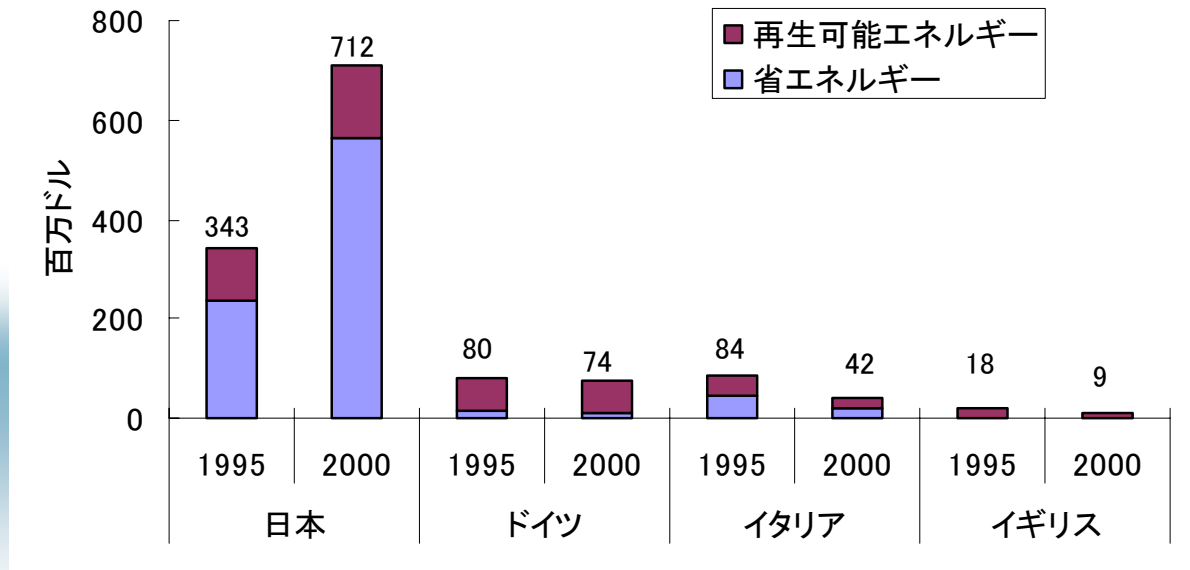
※DNE21: RITEと東京大学が共同で開発した最適化型のエネルギー・環境・経済統合モデル。

温暖化問題の解決に向けた研究開発への取組

○地球温暖化問題の究極的な解決には、抜本的な排出削減を可能とする技術開発が必要。しかしながら、EU諸国では、十分な研究開発投資が行われておらず、近年、その額がさらに減少する傾向。

○一方、日本では、近年、研究開発投資額が増大しており、省エネや新エネ開発などへの取組は、欧州とは比べものにならない程大きい。

図： エネルギー分野における各国政府の研究開発投資額の比較

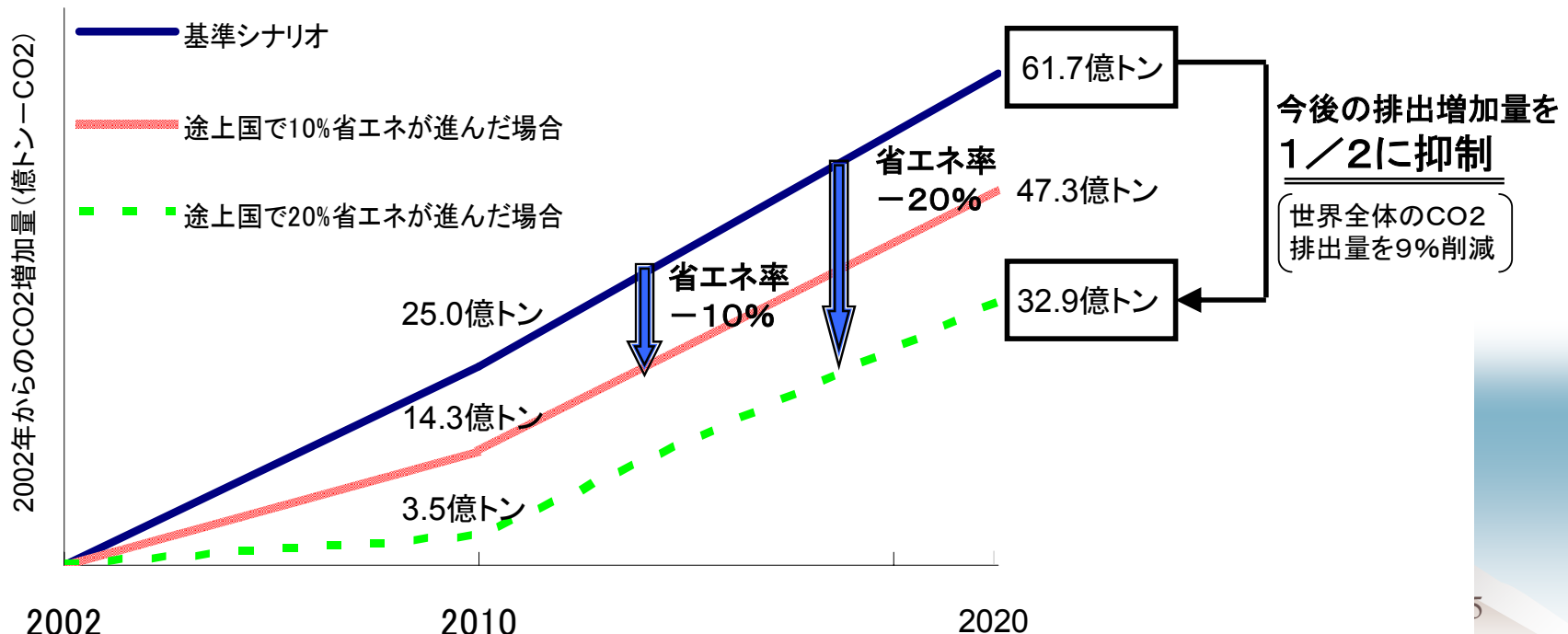


(出典) Energy Policies of IEA Countries (2002)

途上国における省エネポテンシャル

○途上国における省エネルギーのポテンシャルは高く、途上国全体で2割の省エネルギーが図られれば、2020年における世界全体のCO2排出量をおよそ9%削減することが可能。

図： 途上国で省エネ効果が進んだ場合のCO2排出の抑制効果



(出典)IEAデータをもとに 経済産業省試算

世界に冠たる省エネ国家日本

○EUと米国において日本なみに省エネが図られれば、世界全体のCO2排出量はおおよそ20%減少。※1

○日本の生産(GDP)の1割が中国にシフトすれば、世界全体のCO2排出量はおおよそ5%増加し、日本1国分の排出量が増大することになる。※2

各国の経済規模(GDP)とCO2排出量

	日本	EU (15ヶ国)	米国	中国	ロシア	インド
世界全体のGDPに占める割合 (2001年)	16%	29%	26%	4%	1%	1%
世界全体のCO2排出量に占める割合 (2001年)	5%	13%	24%	13%	6%	4%
同じGDPを生むために排出するCO2 (日本を1とした場合)	1	1.6	3.2	12.2	20.1	10.3

出典) GDP:OECD2003、CO2排出量:IEA2003

※1) 米国とEUの生産量(GDP)に日本における生産量1単位あたりのCO2排出量を乗じることで算出されるCO2排出量が、実際の米国とEUにおけるCO2排出量と比べてどの程度減少するかを試算6

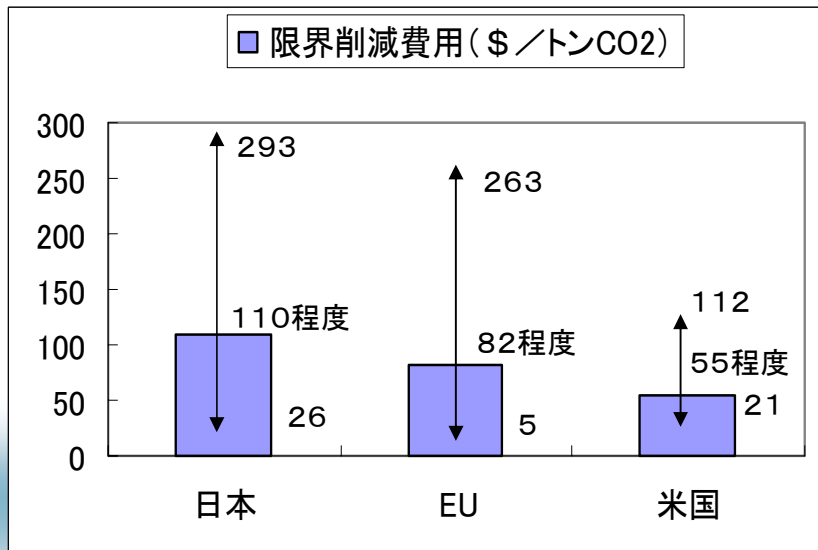
※2) 日本の生産量(GDP)の1割に中国における生産量1単位あたりのCO2排出量を乗じることで算出されるCO2排出量が、日本で生産された場合のCO2排出量と比べてどの程度増加するかを試算。

費用効果的な約束達成

- ・京都議定書における排出量に関する数量化された約束を国内における温室効果ガス削減だけで達成しようとする、我が国では高コストにならざるを得ない面がある。
※例えば、我が国が国内対策だけで約束達成しようとする場合の限界削減費用は約110\$/t-CO₂eと試算される一方、現在取引されているクレジットは3~12\$/t-CO₂程度。
- ・こうしたことから、我が国が京都議定書における排出量に関する数量化された約束をより効果的に達成する観点からは、京都メカニズムの活用が重要。

約束を国内における温室効果ガス削減だけで達成する場合のコスト試算

- ・日本の追加的排出削減コストは、EU、米国と比較して高い。
- ・1トンCO₂あたりの削減コストを試算すれば、それぞれ日約110\$、EU約82\$、米約55\$程度となる。



(注) 矢印線は、複数の試算による幅を示したもの。(出典)IPCC第3次報告書(2001年3月)より作成

クレジット価格の動向

- ・現在取引されているクレジットの価格は、3~12ドル/t-CO₂程度。
- ・クレジットの取引は相対で行われており、取引対象となるクレジットの抱えるリスク(CDM理事会による方法論承認、ホスト国政府の承認見通し、検証済み/発行後の別等)により、取引価格は影響を受ける。

○クレジット価格帯の例(CER及びERU価格の例)



(出典) Natsource Reports Significant Increases In Greenhouse Gas Trading in 2004

将来の国際的枠組みについて

- 2003年7月、産業構造審議会地球環境小委員会において、「気候変動の将来の持続可能な枠組み構築に向けた視点と行動」を公表。
- 2004年10月、地球環境小委員会将来枠組み検討委員会中間とりまとめ。
- 2005年末までに、京都議定書以降の枠組みについての国際的議論を開始。

気候変動の将来枠組みに関する米・中交渉責任者の考え方

米国国務省地球環境問題上級交渉官 ハーラン・ワトソン氏

- ・気候変動問題に関する将来の枠組みは現実に根付いたものでなければならない。
- ・気候変動は百年から千年のスケールの、長期的な問題である。
- ・化石燃料はここ数十年間、主要なエネルギー源であり続けるだろう。
- ・既存技術だけでは大気中の温室効果ガス濃度を安定化できない。技術のブレークスルーが不可欠。
- ・経済成長は維持されなければならない(特に発展途上国)。
- ・気候変動問題は、グローバルな努力を要する問題である。
- ・懲罰的ではなく、奨励的でなければならない。

中国外交部条約局次長ガオ・フェン氏

- 我々は以下のような枠組みを望む。
- ・公平性に基づき、「共通だが差異ある責任」の原則に沿う。
 - ・全ての加盟国、特に発展途上国の持続的発展につながる。
 - ・全ての加盟国が行動を取るよう促し、個々の選択による個別の必要性や事情に応じたプログラムを実施することを認める(ボトムアップ・アプローチ)。
 - ・経済的便益を促進する(例えば、開発の機会、財源、技術と開発の移転、フレキシブル・メカニズムの改善)。

Ⅲ. 我が国の排出削減対策

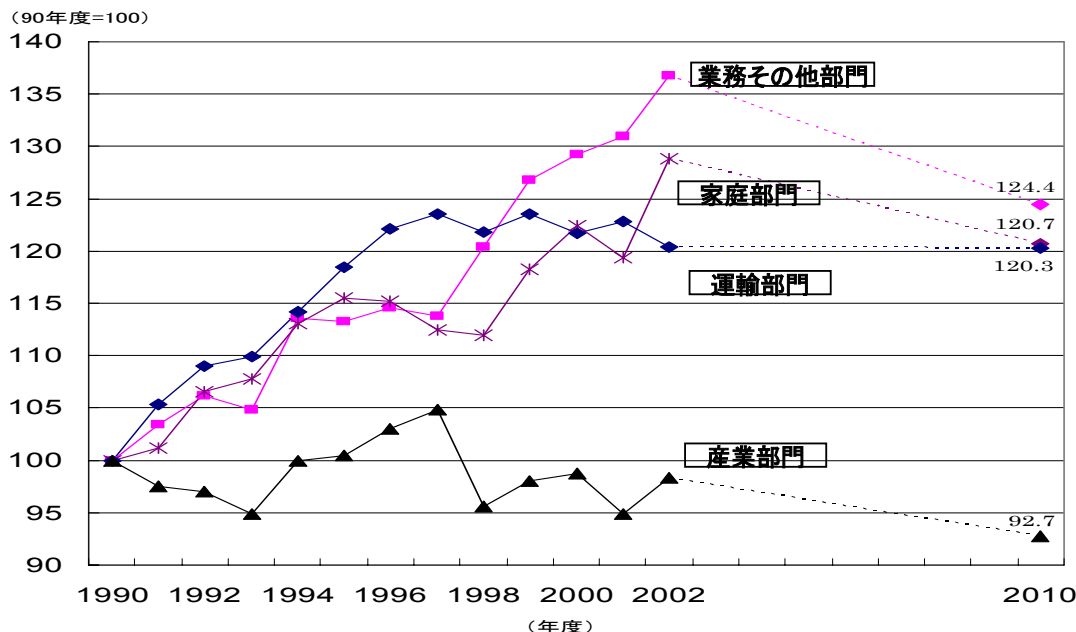
経済と環境の両立

—環境技術立国—

- 温暖化問題の真の解決にあたっては、経済活力の維持及び対策技術の開発・普及が不可欠。我が国は既に各分野で世界のトップランナーの地位にあり、今後地球規模での貢献が期待される。
- こうした中で、経済の活力を削ぎ、研究開発の力を弱める方策は、温暖化対策の推進に全く逆行するもの。
- 従って、環境と経済の両立のためには、無批判に欧州の政策を後追いするのではなく、我が国のこれまでの実績（省エネ・新エネ・原子力など）をさらに高めつつ、途上国への貢献を図るといった方向、言うなれば「環境技術立国」を目指すべき。

我が国の排出量の現状と見通し

各部門の排出量の見通し(エネルギー起源CO2)



※ 現行対策を講じた場合の2010年度におけるエネルギー起源CO2排出量は、全体で対90年度比 +5%となる見通し。

産業部門

- 経団連環境自主行動計画等の取組みが順調に進捗。総じて対策の目標を達成する見込み
- 産業構造も省エネルギー型へシフト
- 2010年度のエネルギー起源CO2排出量は、△7%(90年度比)となる見通し

民生部門(家庭・業務)

- 各種対策により、機器の効率改善等、エネルギー効率の改善効果は見込まれる。
- しかし、世帯数、床面積の増加、ライフスタイルの変化等により打ち消され、90年度と比べて排出量が増加する見通し
- 2010年度のエネルギー起源CO2排出量は、家庭部門が +21%、業務部門が+24%となる見通し

運輸部門(旅客・貨物)

- 各種対策により、自動車燃費の改善等、エネルギー効率の改善効果は見込まれる。
- しかし、自動車の保有台数の増加、大型化等により打ち消され、90年度と比べて、排出量が増加する見通し
- 2010年度のエネルギー起源CO2排出量は、旅客部門が+41%、貨物部門が△2%となる見通し

現段階での目標達成の見通し

○各部門の対策の進捗状況、今後の国民生活や経済活動の動向等を勘案すると、現行の大綱の対策のみでは、国内排出量の目標である0.5%の削減は困難。

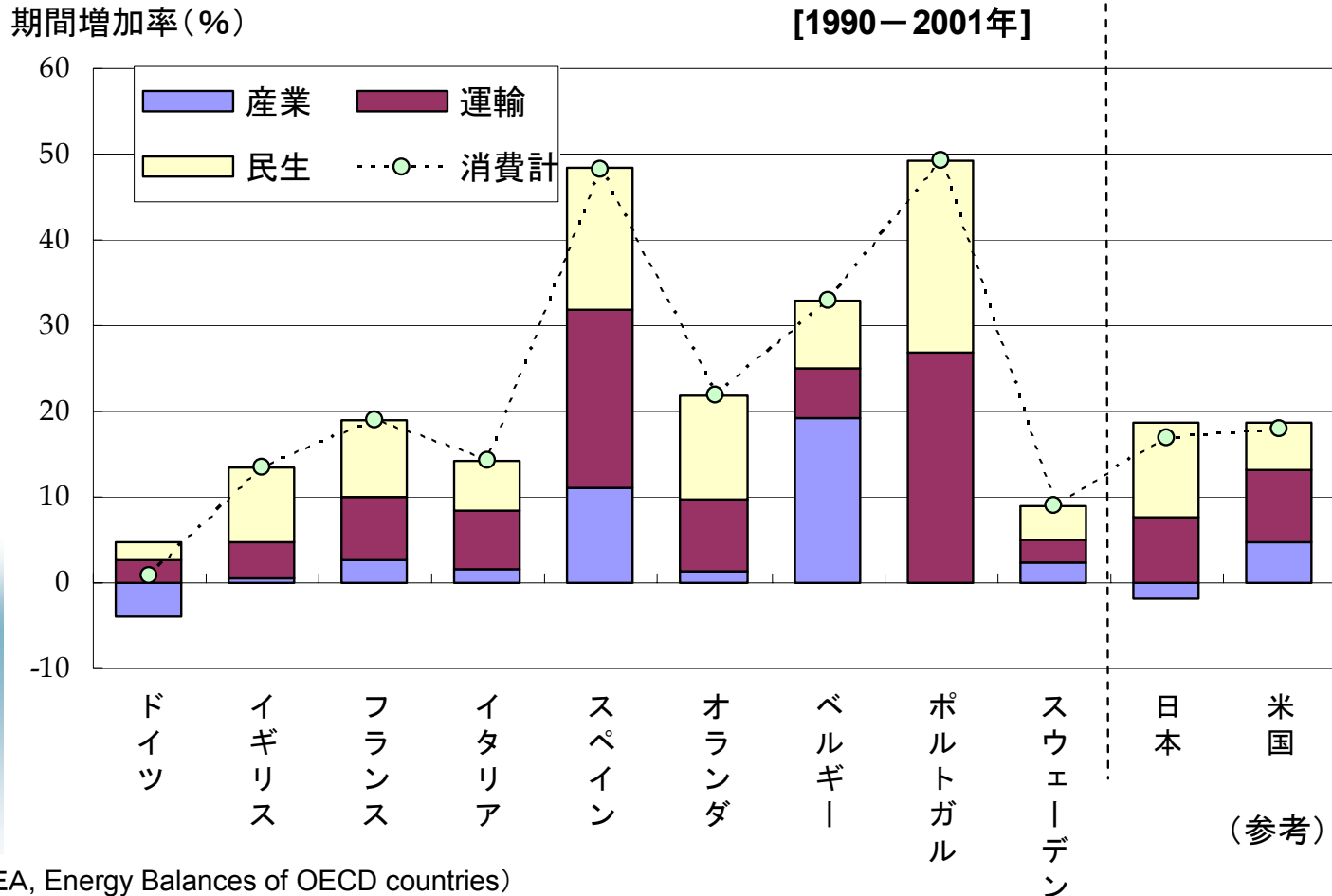
○今後、大綱の見直し作業の中で、追加的な対策を講ずることが必要。

現行大綱の目標達成の見通し

	目標	評価
1. 国内排出量の削減	▲0.5%	
エネルギー起源CO2	▲2.0%	
エネルギー需給見通し	±0%	目標達成のためには追加的な対策が必要
革新的技術	▲0.6%	達成可能な範囲
国民各界各層の努力	▲1.4%	評価困難(中環審)
代替フロン	+2.0%	達成の確実性高い
非エネCO2、メタン、N2O等	▲0.5%	達成の確実性高い
2. 森林吸収源	▲3.9%	▲3.1%にとどまり、目標を下回るおそれがある。(中環審)
3. その他(京都メカニズム)	▲1.6%	
合計	▲6.0%	

(参考) 欧州各国のエネルギー最終消費伸び率

○90年代において、欧州各国では、エネルギー消費量が増加。
 ○我が国と同様に、総じて民生・運輸部門のエネルギー消費増加が大きく寄与。



(出典: IEA, Energy Balances of OECD countries)

(参考)EUの排出量の現状と見通し

○EUは共同実施。域内において、削減目標量▲8%の国別再分配を実施。
○欧州委員会が2004年7月15日に発表したレポートにおいて、イギリス等では削減目標達成の方向にあるが、その他のほとんどの国については、追加的な施策を早急にとる必要があるとしている。(EU全体では2002年で、基準年比▲2.9%)

	A: 削減目標	B: 基準年からの伸び率 (2002年)(%)	(A-B)
EU全体	▲8.0	▲2.9	▲5.1
スペイン	15.0	39.4	▲24.4
ポルトガル	27.0	41.0	▲14.0
アイルランド	13.0	28.9	▲15.9
オーストリア	▲13.0	8.5	▲21.5
イタリア	▲6.5	9.0	▲15.5
デンマーク	▲21.0	▲0.8	▲20.2
ギリシャ	25.0	26.5	▲1.5
フィンランド	0.0	6.8	▲6.8
ベルギー	▲7.5	2.1	▲9.6
オランダ	▲6.0	0.6	▲6.6
ルクセンブルク	▲28.0	▲15.1	▲12.9
フランス	0.0	▲1.9	1.9
スウェーデン	4.0	▲3.7	7.7
ドイツ	▲21.0	▲18.9	▲2.1
イギリス	▲12.5	▲14.9	2.4

京都議定書の目標達成に向けた基本的考えかた

- (1) エネルギー効率の極めて高い経済社会を構築してきた我が国が、他国のモデルとなる「世界に冠たる環境先進国家」となり、地球温暖化問題において世界をリードしていくこと。
- (2) 長期的・地球的視点を踏まえて、京都議定書の第一約束期間(2008年～12年)に向けた地球温暖化対策を推進すること。
- (3) 地球温暖化対策推進大綱において定められた目標については、京都議定書の発効如何に関わらず、その達成に向けて最大限努力すること。
- (4) 具体的な対策・施策については、「環境と経済の両立」の大原則の下、以下の方向で進めること。
 - ① エネルギー利用効率等、原単位の改善を進めていくことを基本とすること。国民の意志に反して経済活動量を制限するような対策はとるべきではない。
 - ② 国内産業を海外に移転させたり、外国からの輸入を強いるような対策、持続可能性のない行動を短期的に強いるような対策は、地球規模の温暖化問題の解決に実質的に寄与しないことから採用すべきではない。

削減ポテンシャル

1) 産業部門における削減ポテンシャル

- ・個別企業単独での取組みを超えて、複数事業者が連携することにより更なる削減が進むポテンシャルがある。
- ・脱フロン技術開発の進展や設備の導入、フロン回収率向上対策等、追加的な対策の実施により、更なる排出削減のポテンシャルがある。

2) 民生部門における削減ポテンシャル

- ・エネルギー効率の高い製品（冷蔵庫、エアコン、給湯器など）への買換え・普及の推進。
- ・国民の環境意識向上を背景に、IT技術等を活用したエネルギー需要の管理・節約が進むポテンシャルがある。
- ・業務部門は、公的部門〔官公庁、病院、学校〕や卸小売、オフィスビル、ホテル、飲食業など広範な主体がエネルギー利用効率の向上に取り組めば、更に削減が進む可能性が高い。

3) 運輸部門における削減ポテンシャル

- ・国民の環境意識の高まりを背景に、エコドライブ等省エネルギーに配慮した自動車の利用が進む方向にある。
- ・荷主と運輸事業者の連携強化による物流の効率化、モーダルシフトが進展する可能性がある。
- ・長期的な視野に立った総合的な交通流改善対策により、環境負荷の小さい交通流の実現が可能である。

4) エネルギー供給部門における削減ポテンシャル

- ・自治体等の取組みが強化されれば、更に新エネルギーの導入が進む可能性がある。

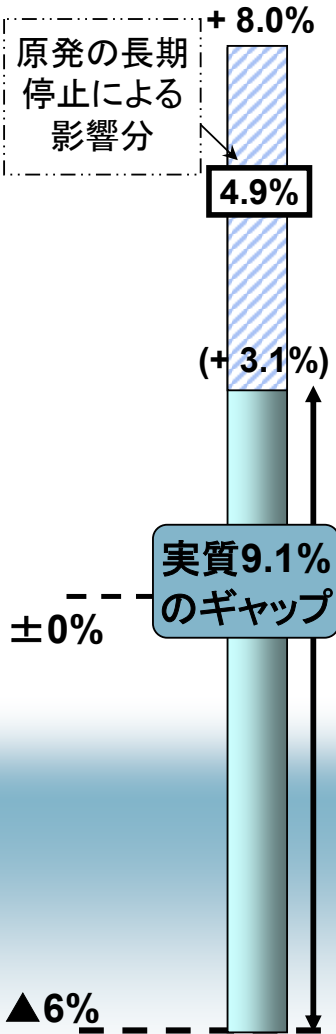
増税なき削減約束の達成

2003年

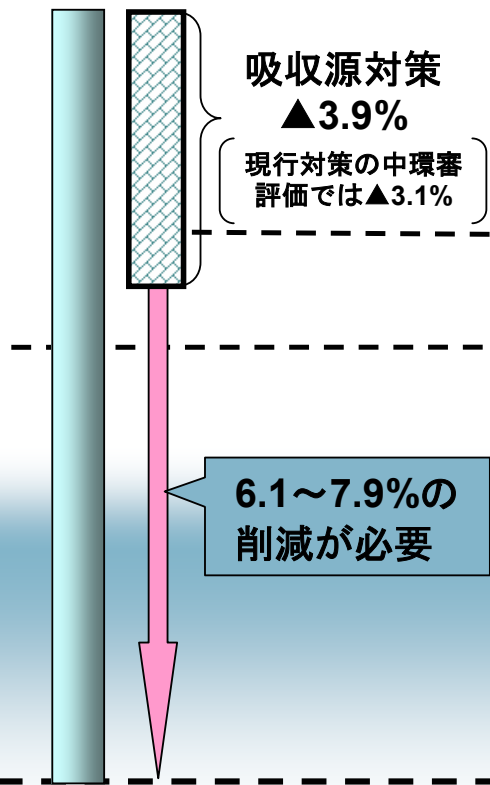
2010年 現行の対策のみ

2010年 追加対策あり

※温室効果ガス総排出量
(+ 3.2~5.0%)



+ 5.0% (※最大値)



産業・運輸・民生にわたる
省エネルギー対策等の抜本強化

省エネ法の抜本強化
政策資源の集中投入

- (1) 産業部門
 - 更なる削減のための対策の徹底・深堀
- (2) 運輸部門
 - 初めて運輸部門に省エネ義務を導入
- (3) 民生部門
 - 民生用機器や住宅・建築物の省エネ性能の向上、小売店や電力・ガス会社等による需要家の省エネ促進
- (4) エネルギー供給部門
 - 発電時のCO2排出原単位の向上
(安全確保大前提の下、原子力の一層活用等)

代替フロンなど他の温室効果
ガスの追加削減

途上国等への国際協力
(京都メカニズム)

▲6%
京都議定書の目標(▲6%)

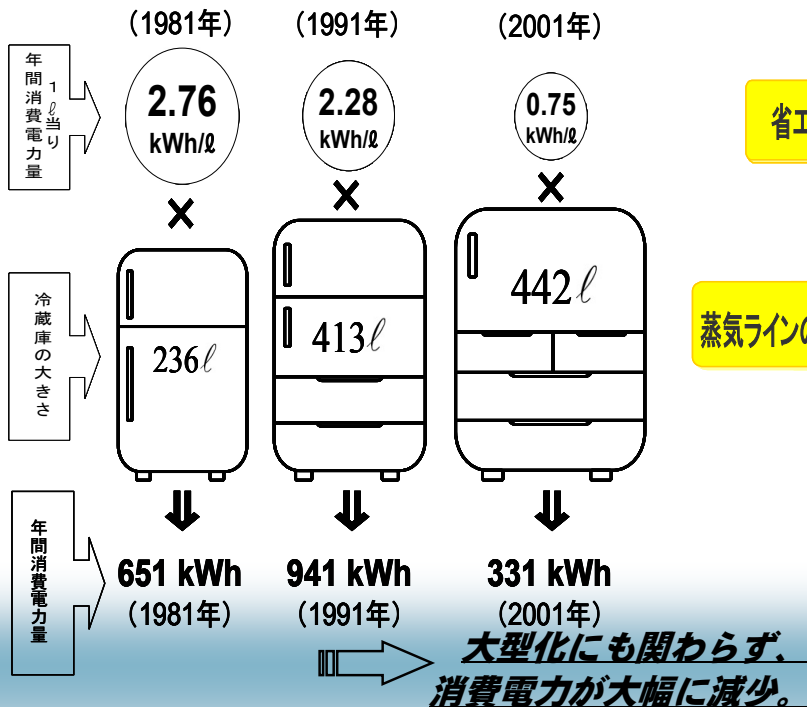
省エネ製品サービスの開発・普及

- 家電製品・自家用車等、多くの製品において、トップランナー基準により、省エネ性能の向上が実現。

- 省エネサービス専門企業(ESCO)の活用による省エネは、大幅に遅れている業務部門の温暖化対策に有効。

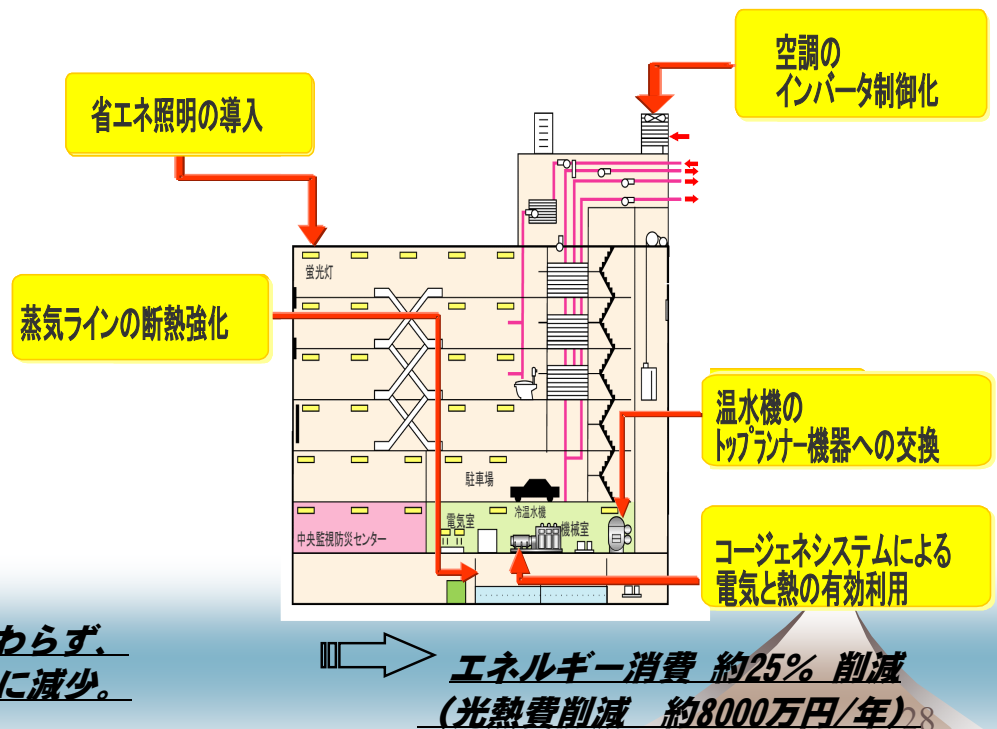
<省エネ製品>

○冷蔵庫の省エネ性能の推移



<省エネサービス>

○ESCO導入例(大阪府立母子保健総合医療センター)



グリーン物流総合プログラム(モーダルシフト、物流の効率化)の推進

- ・物流システムのグリーン化に向けた荷主と物流事業者の協調、アクションの緊急実施
- ・荷主と物流事業者が協力するパートナーシップスキームの構築

従来

荷主側 } による
物流事業者側 }
単体対策が中心

荷主 連携 物流事業者



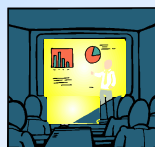
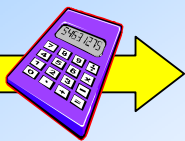
京都議定書

CO2削減に向けた一層の
アクションの要請

荷主と物流事業者が協力して対策実施
- 「パートナーシップ会議」の開催 -

荷主側の積極的な参加、裾野の拡大 プロジェクトメイク(CO2削減計画の策定) 関係省庁の連携支援

荷主がたやすくCO2削減効果を
算出できる指標の策定



支援

CO2排出量を定量的に算出する統一的な指標を策定

企業の環境への取組みを客観的に評価

市場による評価を通じたCO2削減取組みの促進

荷主、物流事業者が協調して行う、先進性の高い取組みに対し、重点的、集中的な支援実施

<想定される取組み>

●大規模3PL事業者と不特定多数の荷主が協同して鉄道貨物輸送等へ転換



スーパーレールカー

●新技術の導入によるCO2排出量の大幅削減の実現



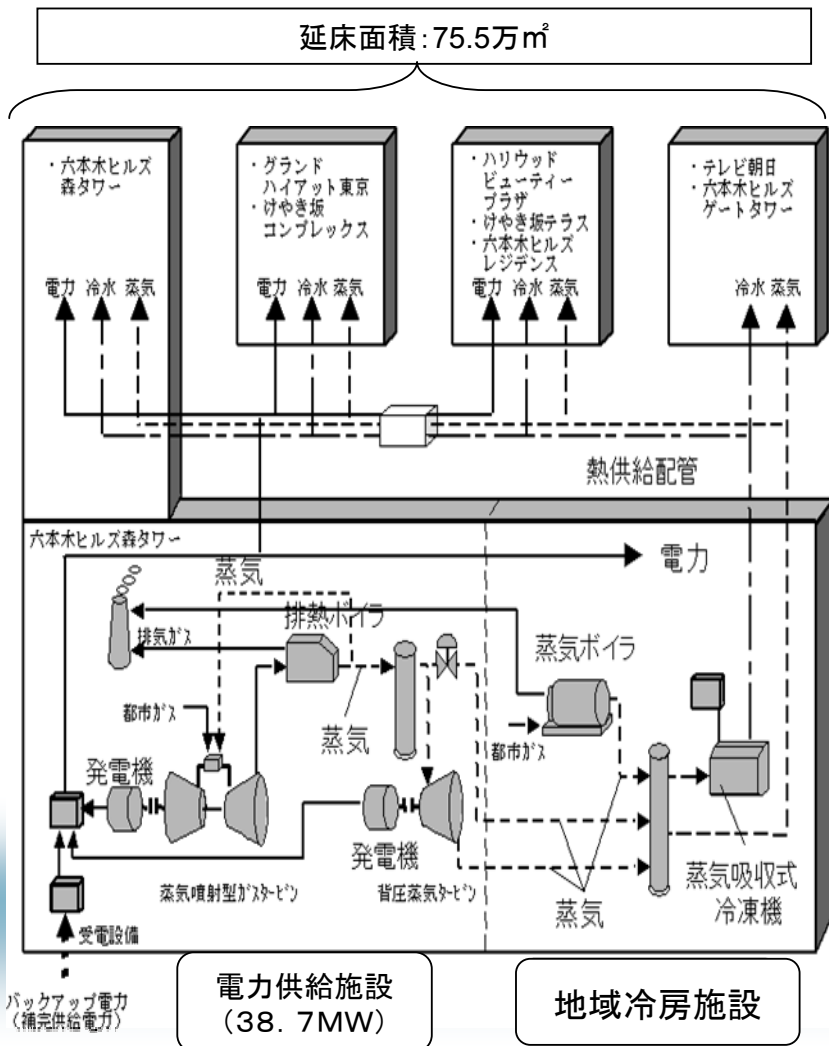
スーパーエコシッ

環境負荷の小さい交通体系・都市構造の構築

- 地域における先進的モデル事業について、政府一体となった支援が有効。

事業例(六本木ヒルズ地区(特定電気事業+地域冷暖房))

延床面積: 75.5万㎡



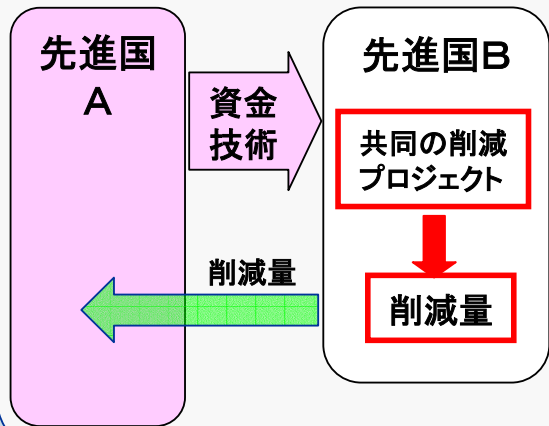
⇒ **一次エネルギー消費 20% 削減**

京都メカニズムの活用

○京都メカニズムとは、海外で実施した排出削減量を、自国の排出削減約束の達成に利用することができる制度。具体的には以下の3つの方法がある。

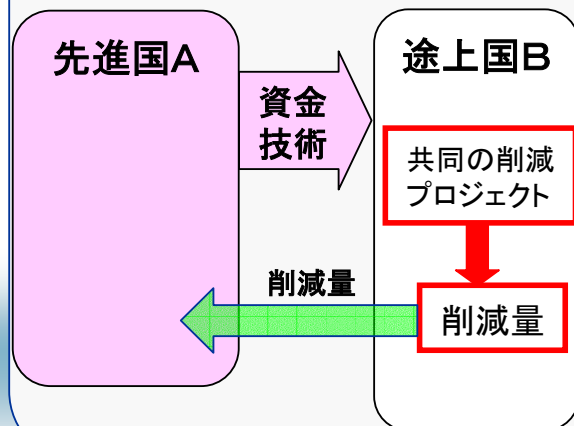
共同実施 (JI) (京都議定書6条)

先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度



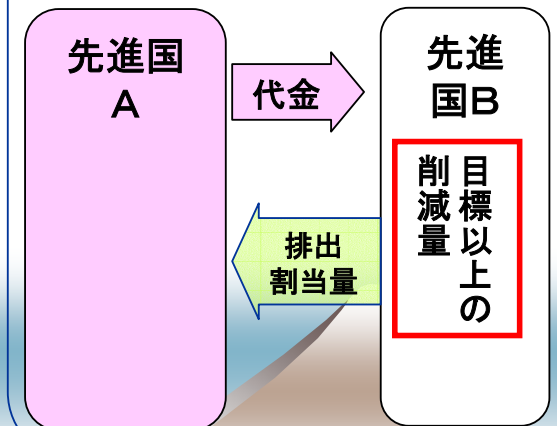
クリーン開発メカニズム (CDM) (京都議定書12条)

先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度



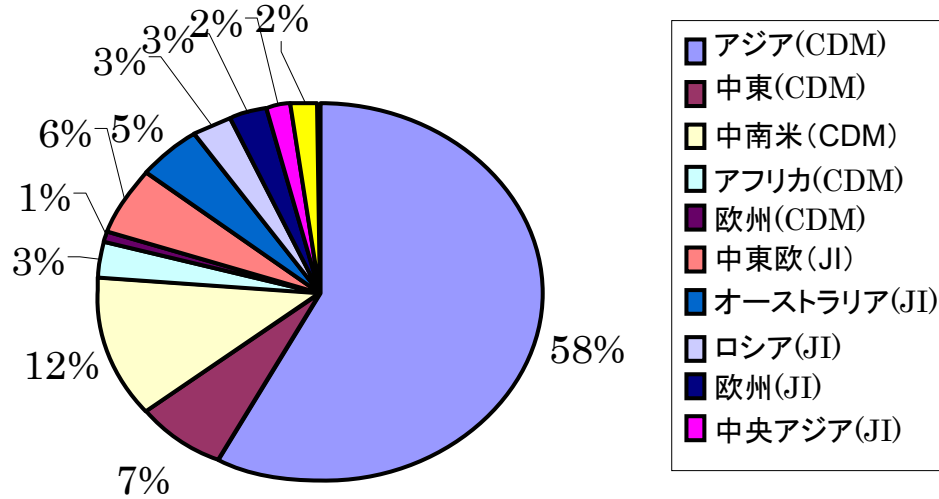
排出量取引 (京都議定書17条)

各国の削減目標達成のため、先進国どうしが排出量を売買する制度

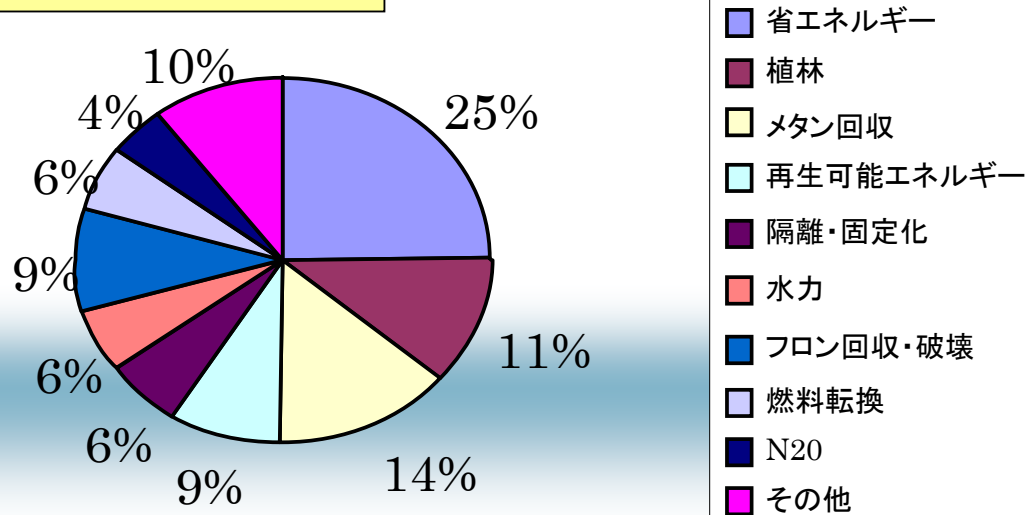


京都メカニズム活用に関する相談状況

○相談プロジェクト(地域別)



○相談プロジェクト(タイプ別)



CDM：省エネ・プロジェクトの推進に向けた進展

○COP10においては、「これまでカバーされていない分野、特に、省エネ、運輸、地域暖房の3分野についての方法論の提案を推奨するとともに、CDM理事会に対しては、優先的にこれらの方法論について検討を行い、統合方法論の検討も行うことを求める」という趣旨が決定された。

※背景

途上国のエネルギー需要の増大傾向が続く中、CDMとしての省エネ・プロジェクトのポテンシャルは非常に大きい。また、持続可能な発展に寄与するものとして、途上国からの要望も極めて高い。

しかし、省エネ・プロジェクトに関する方法論は、HFC23破壊プロジェクトなどとは異なり、コスト削減効果などもあり追加性の立証、ベースラインやプロジェクトの範囲の設定などの面で難しさがあり、提案されたにもかかわらず、これまでほとんど承認されていなかった。

(以下、COP決定文本文)

The Conference of the Parties encourages the project participants to make proposals for new baseline and monitoring methodologies for types of projects activities in sectors not yet covered by approved methodologies, such as transportation, energy efficiency and district heating, and the Executive Board to consider such proposals with priority and to continue its work on elaborating consolidated methodologies for new sectors.

IV. 「環境税」について

「環境税」とは？

◎理念

価格抑制型環境税？

財源確保型環境税？

◎環境税の提案

地球温暖化対策税制専門委員会の「温暖化対策税」試案(15年8月)

中央環境審議会施策総合企画小委員会の取りまとめ(16年8月)

→具体案を示さず

環境省による「環境税の具体案」(16年11月)

自民党環境部会・農水部会の「新しい環境税案」(16年11月)

公明党環境部会の環境税案(16年12月)

◎ヨーロッパの環境を念頭に置いたエネルギー課税(いわゆる「環境税」)

環境税に関する三つの問題

◎ 効果論としての問題

「京都議定書の数値目標の達成に効果があるのか。」

◎ 財源対策としての問題

「地球温暖化対策のために新たな財源措置が必要か。」

◎ 負担論としての問題

「既に重層的に課税されているエネルギーに対してこれ以上の負担を求めるのか。」

環境省「環境税に関する具体案」(11月5日)

- ◆ 税率 2400円/炭素トン(ガソリン1.5円/リットル)
- ◆ 税収4900億円
- ◆ 国際競争力確保、産業構造の激変緩和
 - 鉄鋼製造用石炭、農林漁業用A重油の免税
 - エネルギー多消費産業への軽減措置
- ◆ 低所得者中小企業配慮(都市ガス電気の免税点、小口事業所の非課税措置等)
- ◆ 用途:一般財源
 - 企業や家庭の温暖化措置3400億円
 - 雇用の促進など(社会保険料の軽減等)1500億円
- ◆ 平成18年1月導入
- ◆ 京都議定書削減目標の内4%の効果(価格効果0.5%)
産業に及ぼす影響は軽微(GDPで▲0.01%)

(参考)環境税を巡る議論

○政府税制調査会答申（平成16年11月25日）抜粋

地球温暖化対策の国際的枠組みとして、温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書が、来年2月に発効する。これに伴い、日本の国際的責務が現実的なものとなる。こうした中で、わが国における排出量は民生・運輸部門を中心に年々増加しており、その削減のため、早急に追加的な対策を検討することが求められている。

その一環として、いわゆる環境税導入の是非については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付けを踏まえて検討せねばならない。現時点では、他の政策手段との関連において、環境税の位置付けは必ずしも明らかでない。来年3月までに行われる「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月）の見直し作業を通じ、京都議定書の目標達成を念頭に、環境税の果たすべき役割が具体的かつ定量的に検討されることが必要である。

環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、税収の使途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。

環境税は、国民に広く負担を求めることになるため、その導入を検討する際には、国民の理解と協力が不可欠である。国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置付けなど、多岐にわたる検討課題がある。今後、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえ、環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討せねばならない。

(参考)環境税を巡る議論

○自由民主党税制改正大綱（平成16年12月15日）抜粋

われわれは、過去とは比べものにならない大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面大量の二酸化炭素を排出し、将来世代に地球温暖化という大きな負の遺産を残している。この事態に対処し、京都議定書の平成17年2月発効とそれに伴うわが国の責任を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要である。このため、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。

1. 環境税の効果に関する問題

問題点1. 環境税導入による直接のCO2排出抑制効果は期待できず。

- ここ半年でガソリン価格は15円程度／リットル上昇。しかし、足下の消費量が減少傾向を示すといった目立った変化なし。
- ガソリンで2円／リットル程度の上昇での排出削減は長期的にも期待できない。

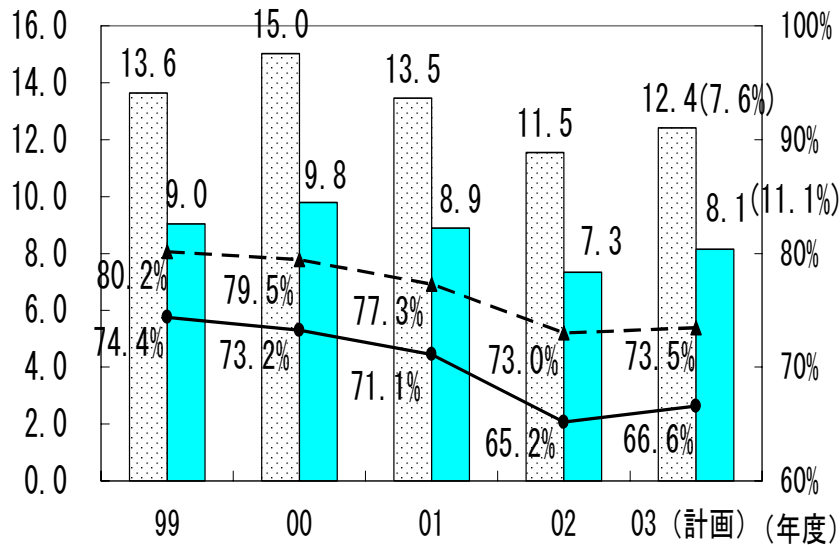
ガソリン需要と価格の相関関係

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
価格(円)	105	107	108	113	114	114	119	119
消費量(千KL)	5,246	4,836	5,128	4,743	5,644	5,848	5,025	5,107
前年同月比(%)	103	102	102	97	109	105	99	101

問題点2：製造業の国内回帰の動きを阻害

製造業の国内設備投資額及び国内設備投資比率の推移

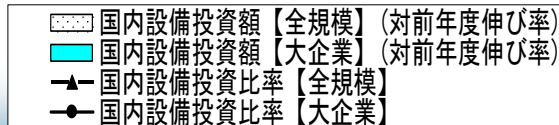
(兆円)



●海外への工場・生産拠点の移転によろやく一巡感が見られる。

●こういった中で日本のみが新たに環境税を導入すれば、せつかくの製造業の国内回帰の動きを阻害するおそれあり。

資料：日銀短観をもとに
経済産業省作成



2. 新たな財源措置が必要か

- 既に年間1兆2500億円(16年度予算)を超える温暖化対策関係予算あり。
- 実効ある施策の積み上げと追加財源の必要性を示さずに国民、企業に新たな負担を求めるのは不適切。
- これまでの予算の思い切った見直し、各省連携による省エネ対策の抜本強化などにより、各般の努力を結集することが先決。

●平成16年度の地球温暖化対策予算:1兆2500億円

[対策分野別内訳]

- ・エネルギー起源CO₂の排出削減 :5,850億円
- ・森林・林業対策 :3,850億円
- ・非エネルギーCO₂、メタン、N₂O排出抑制:2,066億円

[府省庁別予算]

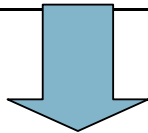
(単位:億円)

	予算金額	構成比
農林水産省	4,377	34.8%
経済産業省	3,708	29.5%
環境省	1,547	12.3%
国土交通省	1,510	12.0%
文部科学省	1,385	11.0%
その他	59	0.5%
合計	12,586	100.0%

3.環境税の負担に関する問題

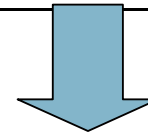
CO2を発生させる化石燃料に新たに負担を求めよというが、既に5兆円もの税負担あり。

税目	石油石炭税	揮発油税、地方道路税 石油ガス税、軽油引取税	電源開発促進税	航空機燃料税
税収見込額 (16年度)	4,770億円	42,427億円	3,593億円	1,064億円
用途	石油対策 エネルギー需給高度化対策	道路整備	電源立地対策 電源利用対策	空港整備



省エネ・新エネ対策として
16年度予算2,563億円を計上。
(この5年間で、1,000億円以上の増額。)

[うち、環境省予算は16年度予算125億円
17年度要求270億円]



原子力の開発・立地対策として
16年度予算(経産省分)1,736億円を計上。
(この他、新エネルギー、水力・地熱利用推進に充当。)

日本のみが環境税を導入すれば、京都議定書を批准していない米国や、排出削減義務を負わない中国等と厳しい競争をしている日本企業に対して、大きな負担を課すこととなりかねず、産業競争力の低下を招くおそれ。

<環境税導入による負担額試算>

(日本政策投資銀行:「調査」平成15年5月号より)

	環境税負担額	経常利益に対する環境税負担額の割合
電力	2,553億円	25%
鉄鋼	1,457億円	110%
化学	680億円	8%
石油精製	358億円	35%
紙・パルプ	240億円	22%
セメント	195億円	108%

(備考)

- ・CO2業種別排出実績に、税率を乗じて負担額を試算。
- ・税率は炭素トンあたり3,000円の設定。

※鉄鋼、セメントは、経常利益に匹敵する負担額となる。